

# 小平市地域包括ケア推進計画

(小平市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

(令和6(2024)年度～8(2026)年度)

〔概要版〕



住み慣れた地域で  
いきいきと自分らしく暮らせるまち こだいら

令和6(2024)年3月  
小平市

# 1 計画策定にあたって

## 計画策定の背景と目的

---

### (1) 介護保険制度を取り巻く状況

介護保険制度は、平成 12（2000）年の制度創設から 23 年が経過し、高齢化の進展とともに、我が国の 65 歳以上の第 1 号被保険者数が約 1.7 倍に増加する中で、介護サービス利用者数は約 3.5 倍に増加しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきました。総務省統計局によると、日本の総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在、29.1%と 3 割に迫り、高齢化が進展しています。

今後も高齢者人口が増加し、ピークを迎える令和 22（2040）年頃にかけて、85 歳以上の人口の増加に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれています。今後の更なる高齢化の進展や人口減少といった様々な社会環境の変化も見据えながら、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組が求められています。

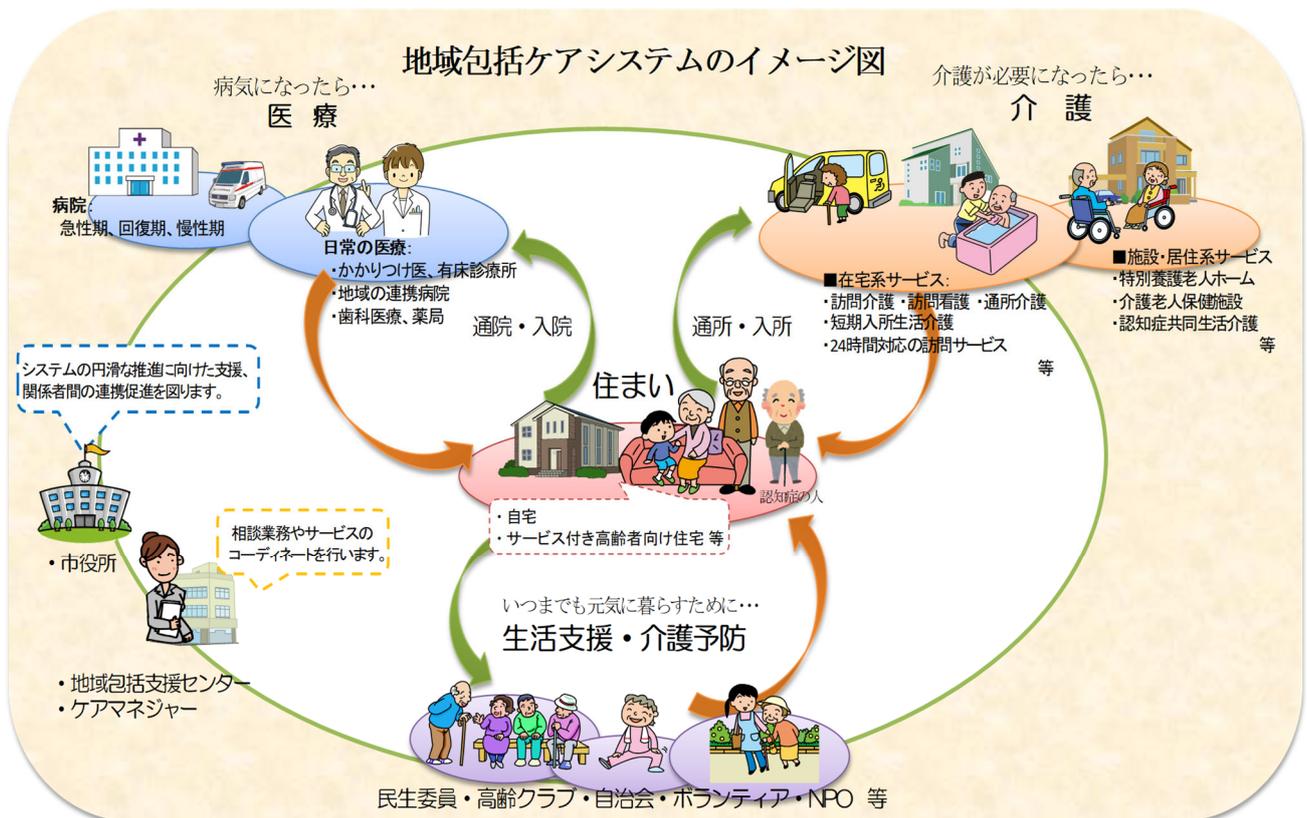
### (2) 計画策定の目的

小平市の人口は、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在、196,543 人に対し、高齢者人口は 46,367 人、高齢化率は 23.6%となっています。市では、高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、平成 27（2015）年度の高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画から、「小平市地域包括ケア推進計画」と総称し、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年を見据え、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた各種取組を進めてきました。

今回策定する計画期間中に、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7（2025）年を迎えることとなります。その後も高齢化がより進展する一方、生産年齢人口は減少していくことが見込まれるため、介護サービスの担い手不足など、高齢者を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定されます。

こうした社会環境の変化の中においても、高齢者が必要なサービスを受けられ、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、今後は団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年をも見据えながら、地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいくことが必要となります。

これまでの市の高齢者施策を検証するとともに、今後の中長期的な人口動態や介護サービス需要の見込みを踏まえ、高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な実施や推進を図るために、令和 6（2024）年度からの「小平市地域包括ケア推進計画」を策定します。



※ 地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域 (具体的には中学校区) を単位として想定しています。

### (3) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。

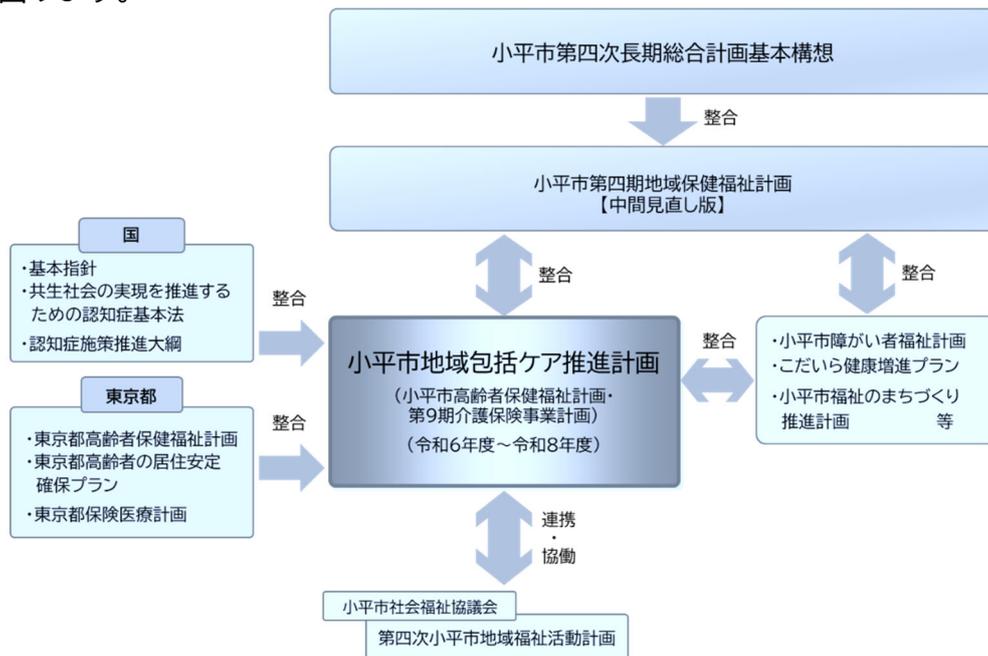
高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域で暮らす人々がお互いに支え合いながら、暮らしていくことで、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

地域共生社会の実現に向け、地域のネットワークや関係機関が連携・協力しながら、多様なニーズや制度の狭間にある課題に対応していくことが求められています。

## 計画の位置づけ

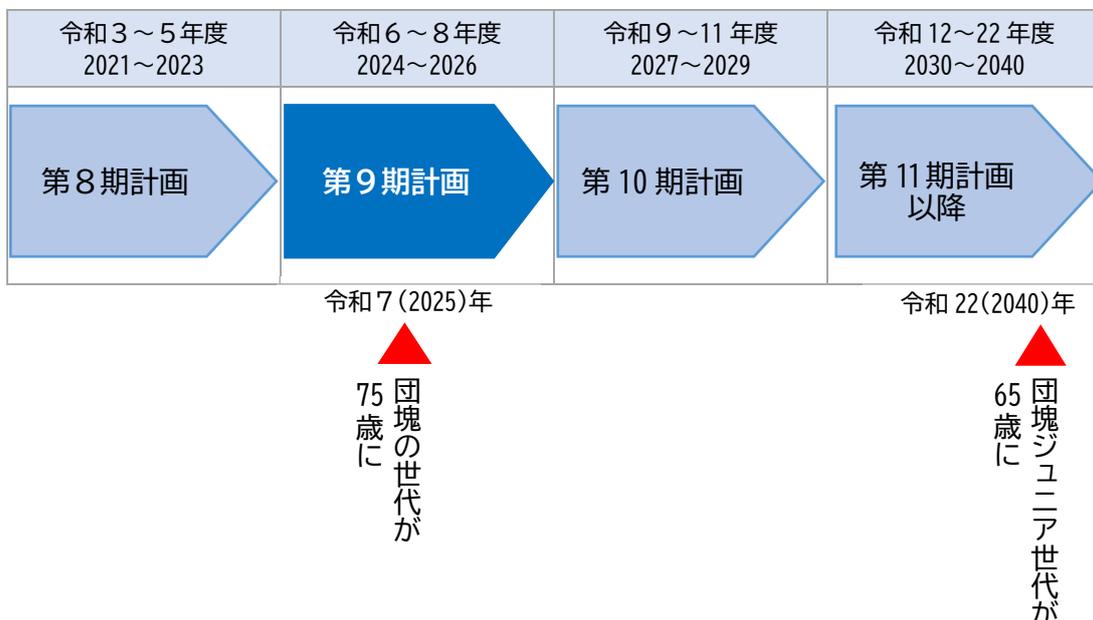
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を一体として策定するものであり、総称を「小平市地域包括ケア推進計画」としています。

また、本計画は、「小平市第四次長期総合計画基本構想」の分野別計画である「小平市地域保健福祉計画」や、「小平市障がい者福祉計画」、「こだいら健康増進プラン」等の関連計画及び介護保険法に基づく国の指針や「東京都高齢者保健福祉計画」等との整合性を図ります。



## 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。



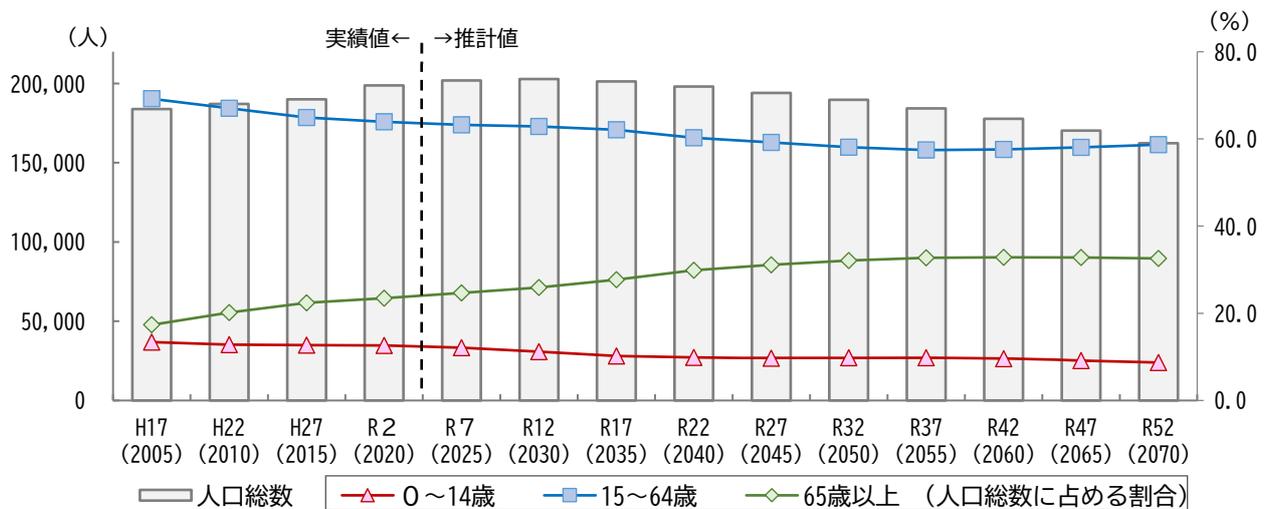
## 2 市の現状と推計

### (1) 市の人口推移と推計

小平市の総人口は、令和2（2020）年の国勢調査では、令和12(2030)年をピークに減少に転じると推計されています。年齢区別の推計では、人口総数に占める高齢者人口の割合は増加傾向であるのに対し、15歳から64歳の生産年齢人口の割合は、減少傾向となっています。

また、中長期的にみると、人口総数に占める高齢者人口の割合は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年にかけて、さらに増加すると推計されています。

小平市の人口の推移と推計（各年10月1日現在）



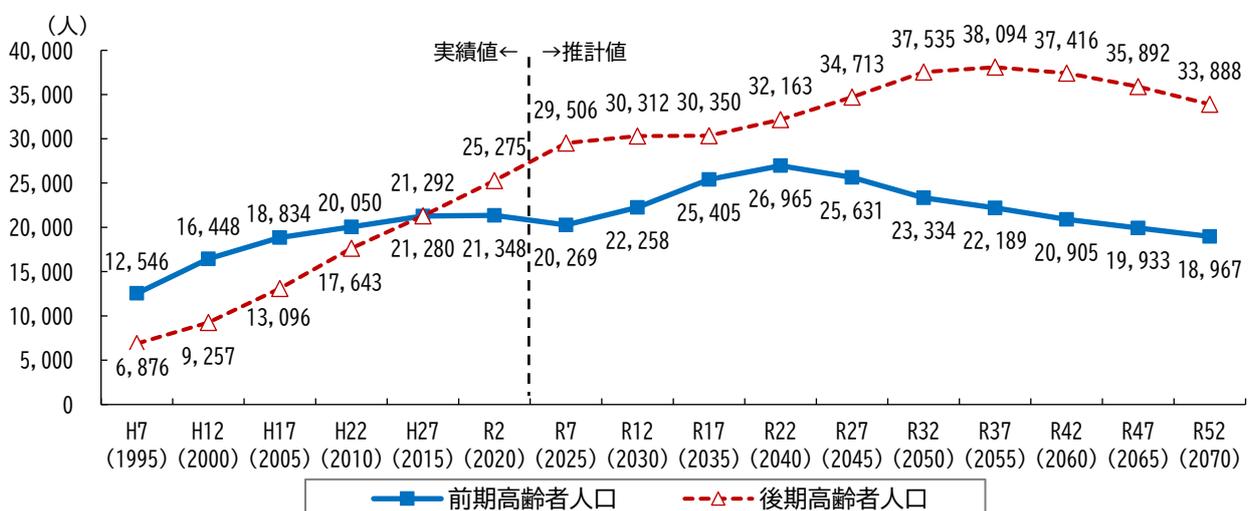
資料：令和2年国勢調査に基づく小平市の将来人口推計（令和6年1月）

### (2) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口をみると、令和7（2025）年にかけて後期高齢者人口は急増し、その後も後期高齢者人口の増加が見込まれています。

前期高齢者は令和7（2025）年に減少するものの、令和12（2030）年以降、大幅に増加が見込まれますが、令和27（2045）年以降に再び減少すると推計されています。

前期高齢者・後期高齢者人口の推移と推計（各年10月1日現在）

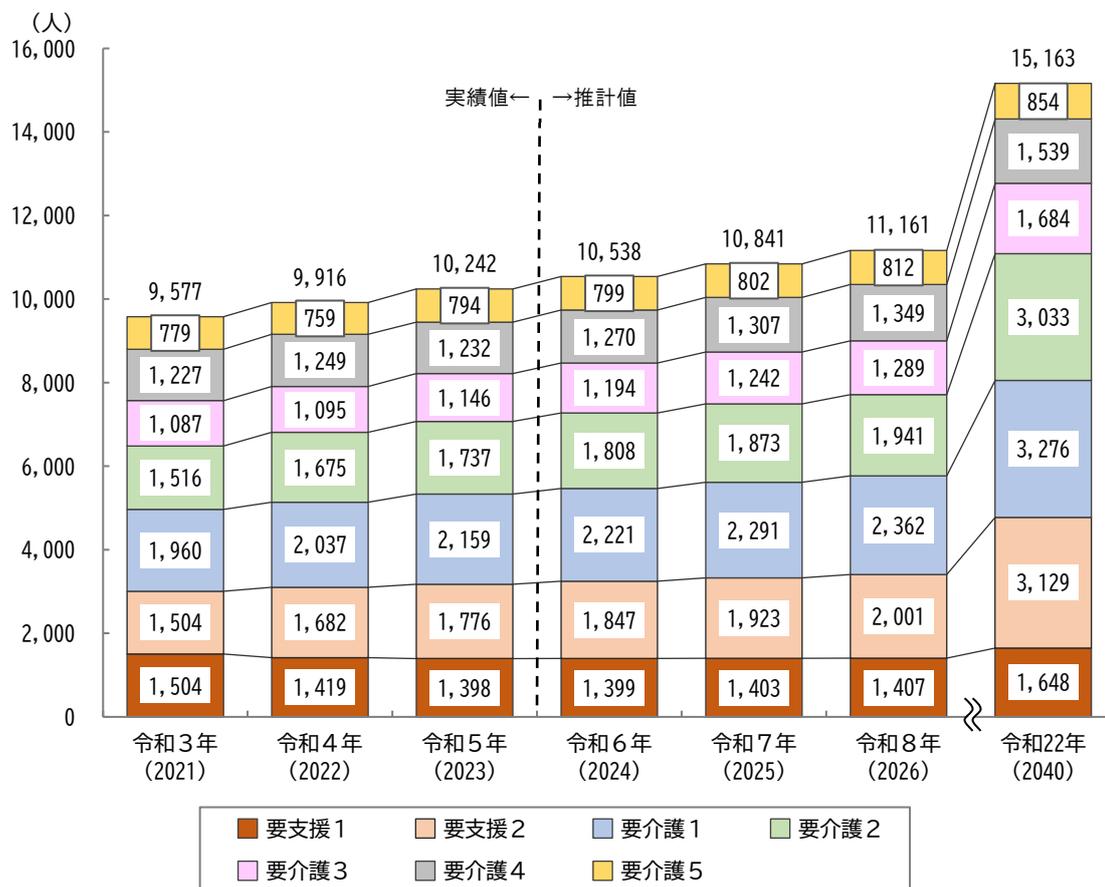


資料：令和2年国勢調査に基づく小平市の将来人口推計（令和6年1月）

### (3) 要介護認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和 22（2040）年には 15,163 人になると推計されます。

要介護等認定者数の推移と推計 （各年9月末日現在）



単位：人

	実績			推計			
	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和22年(2040)
要支援1	1,504	1,419	1,398	1,399	1,403	1,407	1,648
要支援2	1,504	1,682	1,776	1,847	1,923	2,001	3,129
要介護1	1,960	2,037	2,159	2,221	2,291	2,362	3,276
要介護2	1,516	1,675	1,737	1,808	1,873	1,941	3,033
要介護3	1,087	1,095	1,146	1,194	1,242	1,289	1,684
要介護4	1,227	1,249	1,232	1,270	1,307	1,349	1,539
要介護5	779	759	794	799	802	812	854
計	9,577	9,916	10,242	10,538	10,841	11,161	15,163

資料：小平市高齢者支援課推計

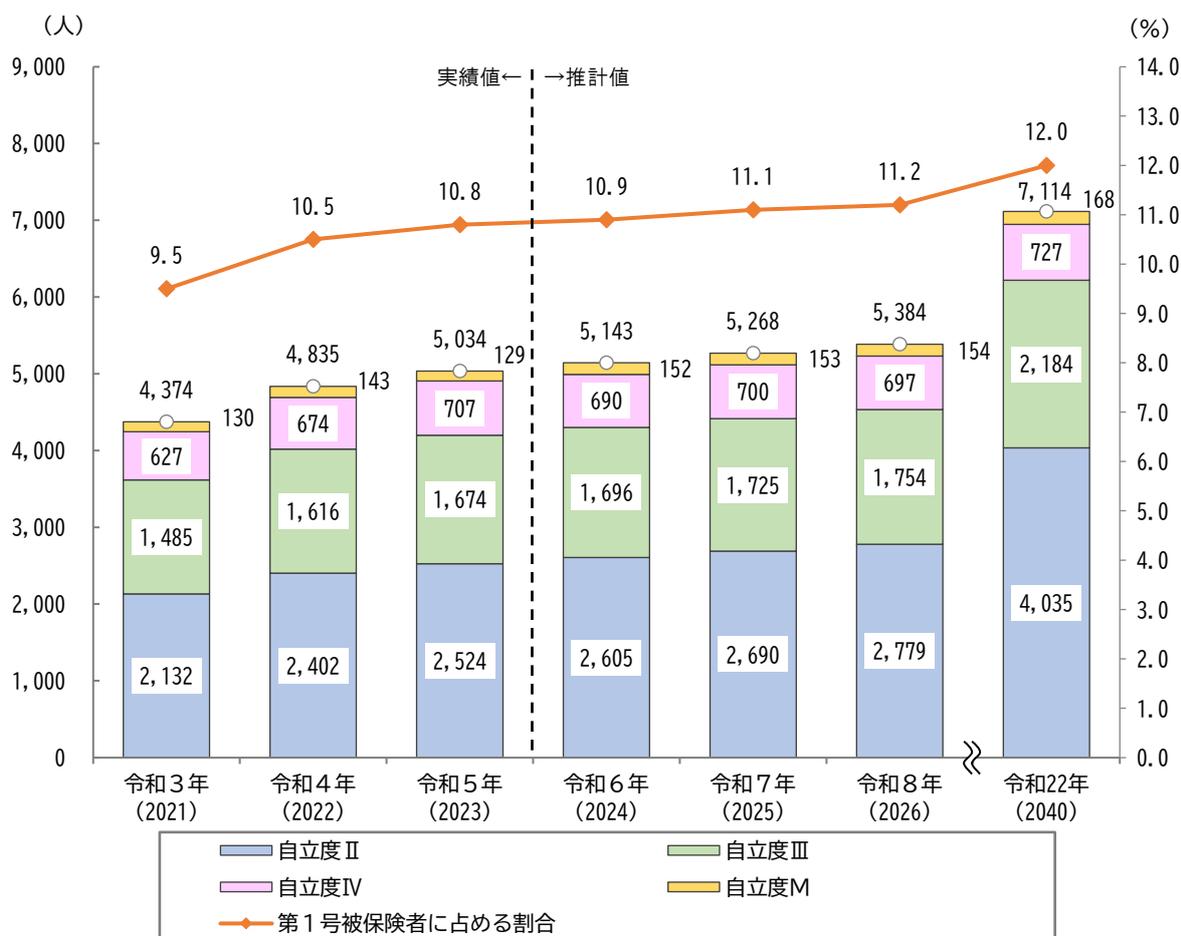
※第2号被保険者を含む。

#### (4) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、令和22(2040)年には7,114人になると推計されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合は、令和22(2040)年には12.0%になると推計されます。

また、令和5年9月末日現在、認知症高齢者の65.3%は在宅で生活をしています。

認知症高齢者数と第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合の推移と推計 (各年9月末日現在)



	実績			推計			
	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和22年(2040)
自立度II (人)	2,132	2,402	2,524	2,605	2,690	2,779	4,035
自立度III (人)	1,485	1,616	1,674	1,696	1,725	1,754	2,184
自立度IV (人)	627	674	707	690	700	697	727
自立度M (人)	130	143	129	152	153	154	168
合計 (人)	4,374	4,835	5,034	5,143	5,268	5,384	7,114
第1号被保険者に占める割合 (%)	9.5	10.5	10.8	10.9	11.1	11.2	12.0

資料：小平市高齢者支援課推計

※認知症高齢者：要介護認定調査における日常生活自立度II以上の高齢者

※令和3年及び令和4年は、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を受けて、要介護等認定の有効期間を延長した認知症高齢者を除いている。

### 3 計画の基本的な考え方

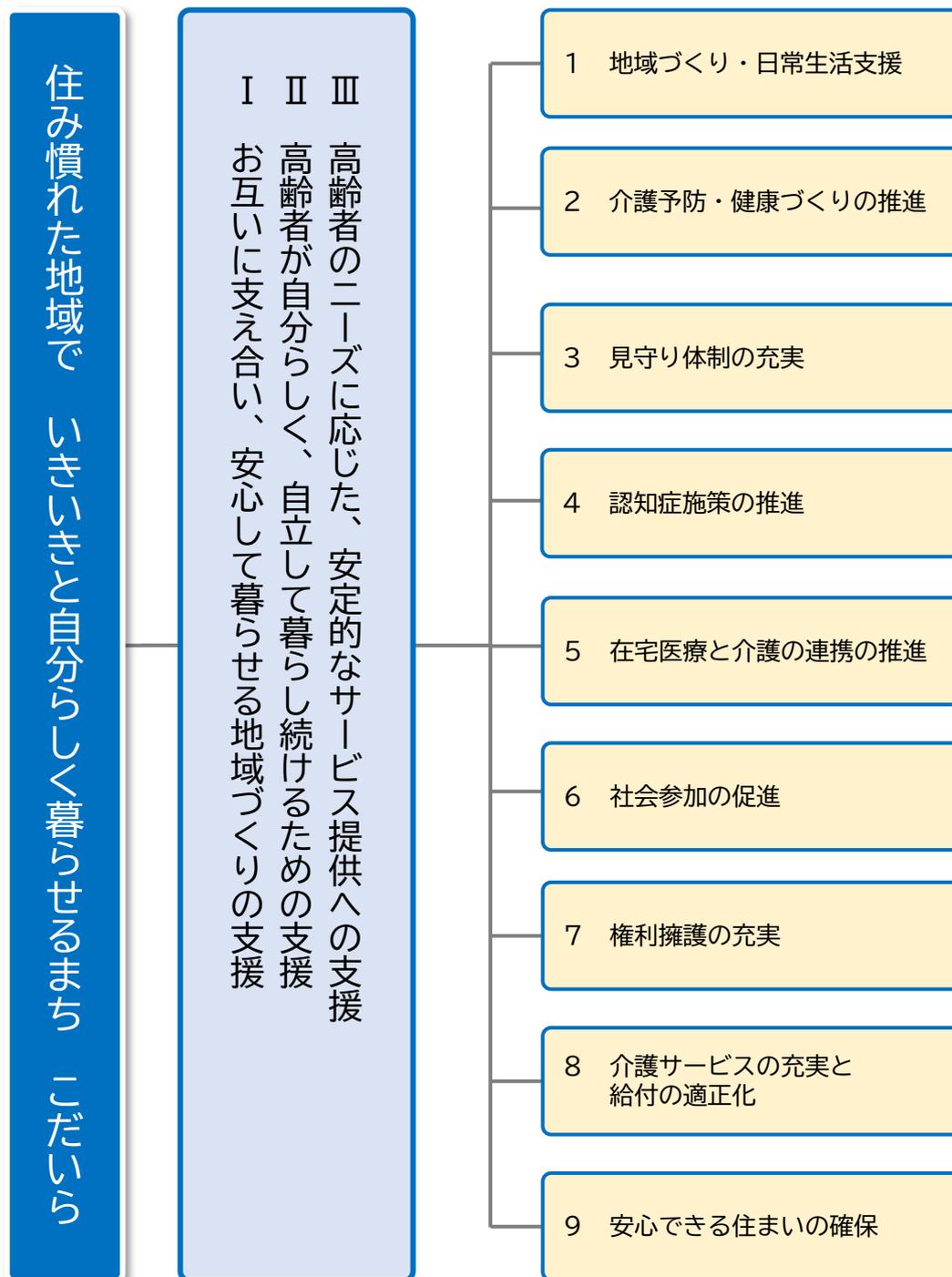
#### 施策の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、9本の施策に沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に推進します。

【 基本理念 】

【 基本目標 】

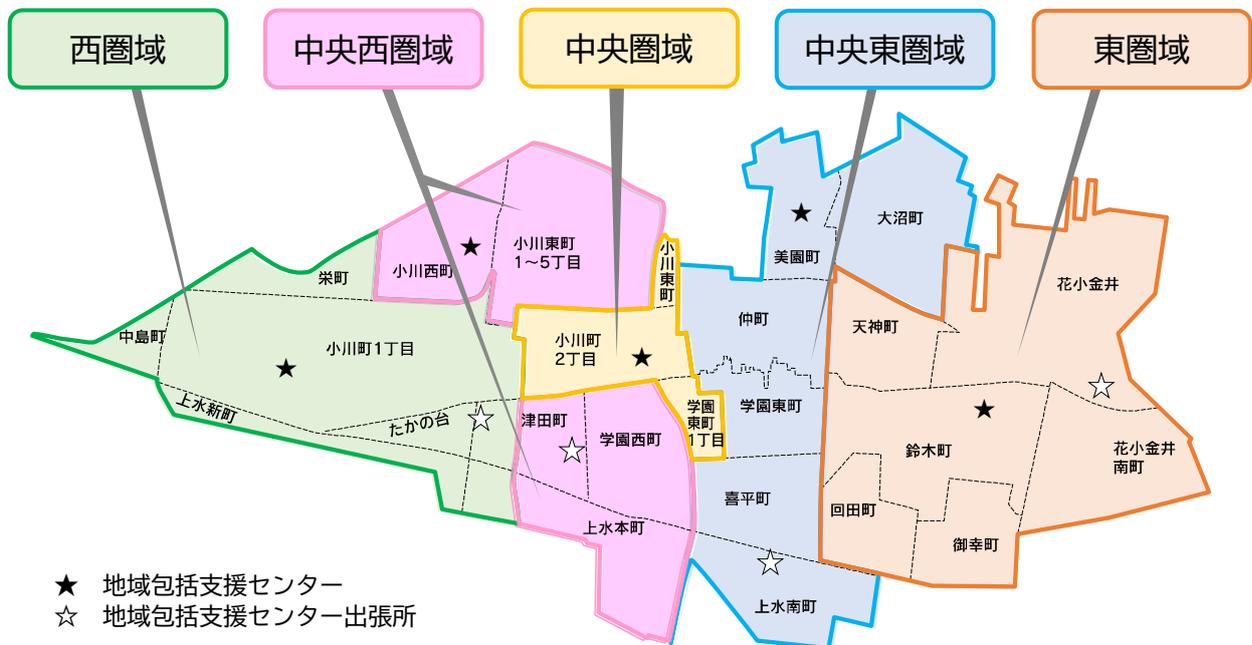
【 施策 】



# 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）を設置しています。中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成を行っています。また、各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、社会資源や地域課題の把握を行うほか、多様な主体と連携を図りながら、地域におけるネットワークの構築に取り組んでいます。

高齢者人口は増加し、高齢化率についても上昇傾向にあります。これまで地域包括支援センターを中心に地域の実情に合わせて構築してきた地域のネットワークを踏まえ、今期計画においても、この5圏域の設定を継承し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種取組を推進します。



	西圏域	中央西圏域	中央圏域※	中央東圏域	東圏域
町名	栄町1～3丁目 中島町 小川町1丁目 たかの台 津田町1丁目 上水新町1～3丁目 上水本町1丁目	小川西町1～5丁目 小川東町1～5丁目 津田町2～3丁目 学園西町1～3丁目 上水本町2～6丁目	小川東町 小川町2丁目 学園東町1丁目	美園町1～3丁目 大沼町1～7丁目 仲町 学園東町2～3丁目 学園東町 喜平町1～3丁目 上水南町1～4丁目	花小金井1～8丁目 天神町1～4丁目 鈴木町1～2丁目 花小金井南町1～3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 けやきの郷 たかの台出張所	小川ホーム 小川ホーム 四小通り出張所	中央センター（基幹型）	多摩済生ケアセンター 多摩済生ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 小平健成苑 花小金井出張所

※中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としている。

## 4 施策の取組

### 1 地域づくり・日常生活支援

計画書 62ページ

#### 施策の方向

- 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）が地域包括ケアシステムの中核としての機能をさらに発揮できるよう、相談支援の充実を図るとともに、関係者とのネットワーク機能を強化し、地域全体で高齢者を支え合う仕組みづくりを推進します。
- 介護保険法の改正を踏まえ、居宅介護支援事業者にも介護予防支援の指定をすることで、地域包括支援センターの業務負担を軽減し、地域住民への支援がより適切に行えるよう体制の整備を図ります。
- 地域の居場所・通いの場の立ち上げや活動継続を支援するとともに、地域活動の担い手となる高齢者が参加できるよう、活動内容の周知や活動機会の充実を図り、希薄化した地域のつながりの回復を目指します。
- 引き続き、介護予防リーダー、認知症支援リーダーを養成し、地域で活動する人材の育成に努め、活動の機会の充実を図ります。
- 地域ケア会議の開催を通じて、多職種が連携しながら、高齢者個人に対する支援の充実と地域課題の解決を図り、地域で高齢者を支えるネットワークの構築を推進します。
- 生活支援コーディネーターによる地域資源の把握、関係者のネットワークづくりを通じて、第2層協議会の活動がより地域住民の支援ニーズに合うよう、第2層協議会の活動の充実を図ります。
- 8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等の高齢者分野だけでは解決が難しい複合的な課題を抱える困難ケースについては、障がい、生活困窮、子どもの支援に係る関係機関との連携を図ります。
- 介護を受けている高齢者だけでなく、介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう、介護者同士の交流の促進や、介護者のニーズに沿った家族介護教室を開催し、介護者支援の取組を進めます。
- パンフレット等の紙媒体による広報に加え、SNSなども活用しながら、高齢者だけでなく、幅広い世代や地域の団体に向けて、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）は家族の介護の悩みなども気軽に相談できることや、事業内容について、さらなる周知を行います。
- 加齢等により聴力が低下した高齢者の日常生活を支援し、円滑なコミュニケーションの機会の確保を図るため、高齢者の補聴器購入費の助成を行います。

#### 施策の数値目標



介護予防リーダー、認知症支援リーダーの新規登録者数

介護予防リーダー

38人 ⇒ 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度目標：50人

認知症支援リーダー

28人 ⇒ 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度目標：60人



第2層協議会（生活支援体制整備協議会）の年間参加人数

541人 ⇒ 令和8（2026）年度目標：700人

## 主な事業・取組

- ① 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）の機能強化
- ② 地域ケア会議
- ③ 生活支援体制の整備
- ④ 生活支援体制整備協議会
- ⑤ 地域で活動する人材育成
- ⑥ ほのぼのひろば
- ⑦ 地域の居場所・通いの場への支援
- ⑧ 介護をしている家族への支援
- ⑨ 日常生活を支援する取組

## 2 介護予防・健康づくりの推進

計画書 70ページ

### 施策の方向

- 介護予防ボランティアポイント事業の充実を図り、ボランティア活動等を通じた社会参加による介護予防の取組を推進します。
- 高齢者が自宅や身近な地域で気軽にフレイル予防に取り組めるよう、引き続き、介護予防・フレイル予防推進員が介護予防に取り組むグループの立ち上げから活動継続まで包括的に支援していきます。
- 理学療法士等のリハビリテーション職、管理栄養士、歯科衛生士が支援の必要な高齢者に加え、ケアマネジャー等の関係者に対しても自立支援のための助言等を行うことで、個々の状態に応じた効果的な介護予防の取組を推進します。
- 後期高齢者の医療・介護・健診の情報から地域の健康課題を整理・分析し、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を全圏域で実施します。
- 医療専門職が、医療・介護・健診の情報から健康状態に課題がある後期高齢者を把握し、訪問による相談や保健指導を実施することで医療機関への受診勧奨を行うなど、生活習慣病等の重症化予防の取組を行います。
- 地域の居場所・通いの場や高齢クラブで、管理栄養士や歯科衛生士によるフレイル予防対策として、低栄養の予防や口腔機能の向上に関する健康教育・相談を実施します。

### 施策の数値目標



週1回以上フレイル予防に取り組むグループ数

40グループ ⇒ 令和8（2026）年度末目標：60グループ



後期高齢者の健康教室・健康相談の累計参加者数  
（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業）

令和5（2023）年度事業開始 ⇒ 令和8（2026）年度末目標：400人

## 主な事業・取組

- ① 介護予防の推進
- ② 地域リハビリテーション活動支援事業
- ③ 地域におけるフレイル予防の取組の支援
- ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
- ⑤ 介護予防短期集中サービス事業
- ⑥ 介護予防ボランティアポイント事業

- ⑦ こだいら健康ポイント事業
- ⑧ 高齢者健康音楽教室
- ⑨ 高齢者交流室の運営
- ⑩ 各健（検）診事業、予防接種事業
- ⑪ 市民体力測定
- ⑫ F C 東京による高齢者の体操教室

### 3 見守り体制の充実

計画書 75 ページ

#### 施策の方向

- 介護予防見守りボランティア等の地域住民、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、民間事業者など、地域の多様な主体が、それぞれの役割のもと、相互に連携しながら見守り活動が行えるよう、ネットワークの構築を図ります。
- 地域の居場所や高齢クラブなどの高齢者の集う場や、自治会等の日頃の活動が住民同士の見守りにつながっていることから、地域で既に活動している団体や地域住民等に対し、見守りに対する普及啓発を行い、自主的な見守り活動を推進します。
- 幅広い年齢層に対し高齢者の見守りについての認知度を上げ、地域の高齢者等の異変や生活上の支障などに気づいたら、地域包括支援センターに連絡してもらえよう、PRの方法等を工夫し、見守り事業の更なる周知を図ります。
- 介護予防見守りボランティアの登録者数を増やすため、登録のための養成講座の開催回数の増加や、地域の集まりへ出張し講座を開催するなど、開催方法等の工夫を図ります。
- ICT機器を活用した見守り事業を実施し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- 引き続き、高齢者の生活状況を把握するためのアンケート調査を実施し、支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、必要なサービスにつなげるための取組を推進します。

#### 施策の数値目標



介護予防見守りボランティアの新規登録者数

119 人 ⇒ 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度：150 人

#### 主な事業・取組

- ① 介護予防見守りボランティアの取組
- ② 地域包括支援センターによる見守り
- ③ 高齢者実態把握
- ④ 民生委員・児童委員活動
- ⑤ 訪問給食サービス
- ⑥ 電話訪問サービス
- ⑦ 見守りネットワークの充実
- ⑧ 避難行動要支援者避難支援体制の整備事業
- ⑨ ICT機器を活用した地域の見守り
- ⑩ 郵便局の見守り訪問サービス（ふるさと納税返礼品）

### 施策の方向

- 地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が、認知症の人とその家族が抱える課題解決に向けた支援を実施するため、医療、介護、地域の支援機関を有機的に結びつけた、ネットワークの構築を図れるように支援します。
- 認知症の人やその家族が必要とする支援のニーズを、認知症支援リーダーを中心とした支援につなぐ仕組みである「チームオレンジ」を構築し、認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりを進めます。
- 認知症に関する正しい知識と理解の促進に向け、認知症サポーター養成講座やこたいら認知症週間等を継続的に開催し、認知症への普及啓発を推進します。
- もの忘れチェック会やもの忘れ相談会等を継続的に実施することで、認知症について早期に相談できる機会をつくり、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。
- 介護従事者等が認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、研修等を通じて認知症のケアの質の向上を図ります。
- 若年性認知症に対する理解の促進を図るとともに、対象者に応じた支援方法について検討します。

### 施策の数値目標



認知症サポーター養成講座の累計受講者数

11,371人 ⇒ 令和8(2026)年度末目標：14,000人



認知症カフェの実施箇所数

15か所 ⇒ 令和8(2026)年度末目標：20か所



チームオレンジの取組を実施するチーム数

令和6(2024)年度事業開始 ⇒ 令和8(2026)年度末目標：5チーム

### 主な事業・取組

- ① 認知症の普及啓発・早期発見・早期対応
- ② 認知症になっても安心して暮らすための取組

### 施策の方向

- 小平市在宅医療介護連携推進協議会では、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の多職種が連携・協働しながら、現状分析、課題の抽出、対応策の検討、実施、評価を通して、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に取り組んでいきます。
- 高齢者支援課内に設置している在宅医療介護連携調整窓口では、関係者に対して、医療や介護に関する情報提供を行うとともに、適切なサービスの提供のために在宅療養に関する地域の課題把握に努めます。
- 在宅療養を支援する多職種の連携を図るために、ICTや情報共有シートの利用の促進を図ります。また、入退院時や感染症拡大時等の一層の連携が求められる場面において、利用者の状態の変化等に応じて、医療、介護関係者間で情報共有が図れるよう、連携方法について検討します。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、本人の望む医療やケアについて、本人と家族、医療、介護関係者等であらかじめ話し合い共有する人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）について周知を行います。

### 主な事業・取組

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 在宅医療・介護連携に関する調整窓口の取組
- ④ 地域住民への普及啓発
- ⑤ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 歯科医療連携推進事業

### 施策の方向

- 高齢者がいつまでも地域においてつながりを持ち続けるための仲間作り、集いの場作りを促進します。
- 高齢クラブは年々高齢化が進み、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるため、会員数の増加に向けて、活動内容を周知していきます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進につながるよう、シルバー人材センターへの助成を通じ、高齢者の就業機会が提供できるよう支援します。
- 社会活動の拠点となる福祉会館、高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）の適切な運営と維持管理に努めます。

## 主な事業・取組

- ① 高齢クラブへの活動支援
- ② シルバー人材センター運営補助
- ③ 福社会館（老人福祉センター）運営
- ④ 高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）運営
- ⑤ 高齢者福祉大会（社会福祉協議会共催）
- ⑥ 自主的な学習活動・市民活動への支援

## 7 権利擁護の充実

計画書 89ページ

### 施策の方向

- 権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターこだいらが中心となって、引き続き、高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進を図ります。
- 関係機関との連携強化により、高齢者に対する虐待の予防、早期発見及び早期対応に努めます。

## 主な事業・取組

- ① 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ② 成年後見制度の活用促進
- ③ 高齢者虐待の早期発見・防止
- ④ 高齢者緊急一時保護事業

## 8 介護サービスの充実と給付の適正化

計画書 91ページ

### 施策の方向

- 地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による施設サービスと在宅サービスの利用意向、既存施設の申込状況、近隣市の整備状況、第8期から継続している整備の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。
- 要介護認定調査票やケアプランの点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。
- 引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスの担い手として、生活サポーターを養成します。
- 今後、介護サービスの需要が高まることが見込まれていることから、介護人材の確保及び定着並びに介護職員の資質の向上を図ります。
- 介護サービス事業者の指定申請や要介護（要支援）認定申請をはじめとする各種手続きについて、電子申請の利用を促進し、市民や事業者の負担軽減を図ります。

## 施策の数値目標



生活サポーターの新規登録者数

82人 ⇒ 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度：90人



地域密着型サービスの整備目標…看護小規模多機能型居宅介護

1か所、登録定員25人

⇒令和8（2026）年度末目標：2か所、登録定員50人



介護施設の整備目標…特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）

849人 ⇒ 令和7（2025）年度末目標：948人

## 主な事業・取組

- ① 介護サービスの基盤整備
- ② 介護サービスの質の向上
- ③ 介護人材確保等の支援
- ④ 介護給付適正化の取組
- ⑤ 低所得者への配慮

## 9 安心できる住まいの確保

計画書 96ページ

### 施策の方向

- 住み慣れた地域に居住することを希望する一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方に対し、住まいに関する情報提供をします。
- 保証人のいない高齢者に対し、市が協定を締結している保証機構を通じて住まいの確保を支援します。
- 高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めるとともに、シルバーピアに生活協力員を配置し、居住者の日常生活上の相談に応じるなど、安心して生活できる環境を確保します。
- 高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、住宅改修費の助成を行います。
- 東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、サービスの質が確保された住宅環境の整備に努めます。

## 主な事業・取組

- ① 高齢者居住支援事業
- ② 高齢者自立支援住宅改修給付事業
- ③ 高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援
- ④ サービス付き高齢者向け住宅

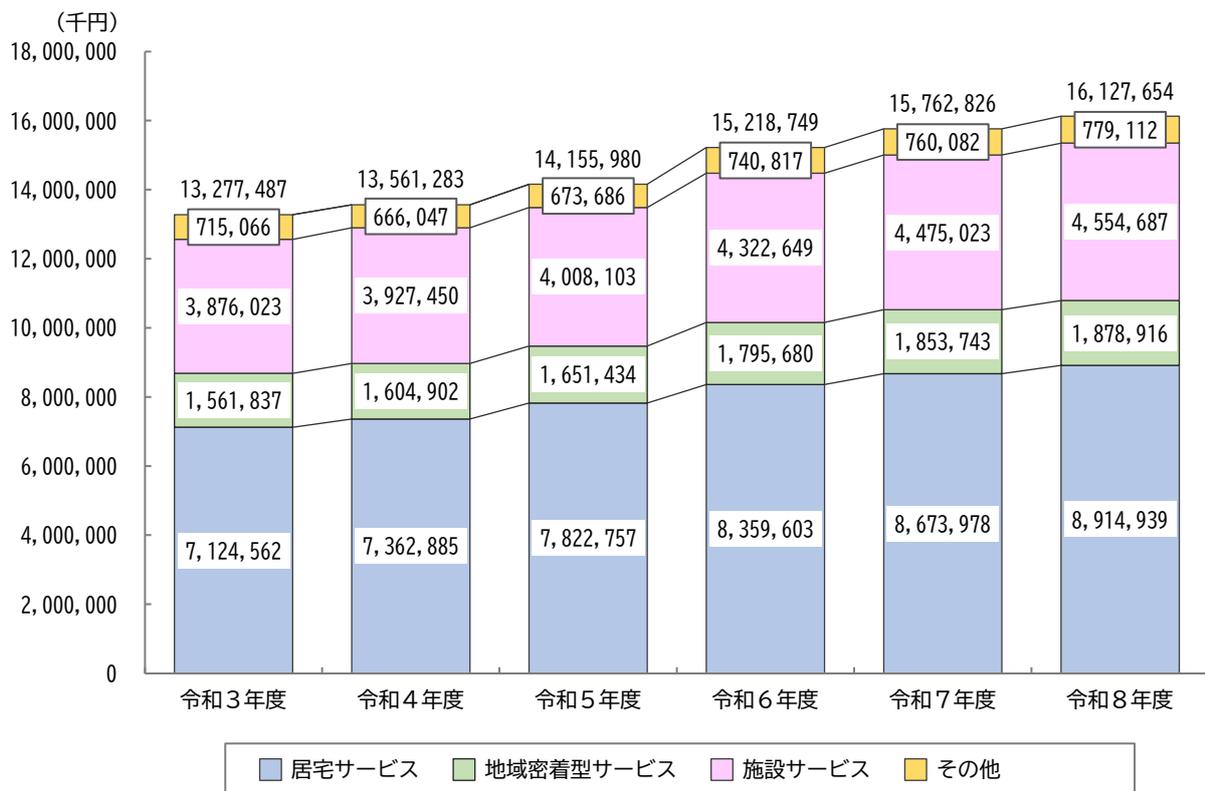
## 5 介護保険事業の見込量と介護保険料

### 介護保険事業の見込量推計

#### (1) 保険給付費（標準給付費）の推移と推計

要介護等認定者数の増加等に伴い、保険給付費（標準給付費）は令和3（2021）年度の約132億8,000万円から、令和8（2026）年度には約161億3,000万円にまで増加するものと見込まれます。

保険給付費の推移と推計



単位：千円

	第8期実績			第9期推計		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	5年度見込み (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
居宅サービス	7,124,562	7,362,885	7,822,757	8,359,603	8,673,978	8,914,939
地域密着型サービス	1,561,837	1,604,902	1,651,434	1,795,680	1,853,743	1,878,916
施設サービス	3,876,023	3,927,450	4,008,103	4,322,649	4,475,023	4,554,687
その他	715,066	666,047	673,686	740,817	760,082	779,112
合計	13,277,487	13,561,283	14,155,980	15,218,749	15,762,826	16,127,654
計画期間合計	40,994,751			47,109,229		

※予防サービスを含む。

※その他：審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

※端数処理により、一部の計が一致しない。

## (2) 地域支援事業費の推移と推計

地域支援事業費については、令和3（2021）年度の約7億8,000万円から、令和8（2026）年度には約9億8,000万円にまで増加するものと見込まれます。

### 地域支援事業費の推移と推計

単位：千円

	第8期実績			第9期推計		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	5年度見込み (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業	450,996	465,590	484,910	569,749	604,845	626,851
包括的支援事業・任意事業	330,320	331,197	337,310	346,284	352,501	355,141
地域支援事業合計	781,317	796,787	822,220	916,033	957,346	981,992
計画期間合計	2,400,323			2,855,371		

※端数処理により、一部の計が一致しない。

※重層的支援体制整備事業として実施する事業を含む。

## 介護保険料

### (1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

### (2) 介護保険料算出の手順

令和6（2024）年度～8（2026）年度における保険給付費（標準給付費）や地域支援事業費、第1号被保険者数の推計を基に、保険料を算出します。

### (3) 第1号被保険者介護保険料

第9期（令和6（2024）～8（2026）年度）の保険料基準月額額は、保険給付費等の増加により、第8期の5,800円から6,180円に増額します。

#### ■介護保険料基準月額額の推移

	小平市	全国平均
第1期（平成12～14年度）	3,000円	2,911円
第2期（平成15～17年度）	3,200円	3,293円
第3期（平成18～20年度）	3,700円	4,090円
第4期（平成21～23年度）	3,600円	4,160円
第5期（平成24～26年度）	4,700円	4,972円
第6期（平成27～29年度）	5,100円	5,514円
第7期（平成30～令和2年度）	5,300円	5,869円
第8期（令和3～5年度）	5,800円	6,014円
第9期（令和6～8年度）	6,180円	

## 所得段階別の介護保険料

保険料基準年額：74,160円

段階	対象者	基準額 に対する 割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下	0.42 (0.25)	31,100円 (18,500円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円超え120万円以下	0.6 (0.4)	44,400円 (29,600円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が120万円超え	0.655 (0.65)	48,500円 (48,200円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下	0.9	66,700円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円超え	1.0	74,100円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.1	81,500円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	92,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	111,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.64	121,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.795	133,100円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	1.95	144,600円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.105	156,100円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満	2.26	167,600円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.415	179,000円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.57	190,500円
第16段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.725	202,000円
第17段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	2.88	213,500円
第18段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上	3.035	225,000円

※第1段階から第3段階について、前期に引き続き公費の投入により軽減を行うため、( )内の割合、金額となる。

※保険料年額は、100円未満を切り捨てる。

小平市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

## 小平市地域包括ケア推進計画

(令和6(2024)年度～8(2026)年度)

### 【概要版】

発行年月 令和6年3月

編集・発行 小平市健康福祉部高齢者支援課

〒187-8701

小平市小川町2丁目1,333番地

電話 042-346-9823

FAX 042-346-9498

電子メール [koreishashien@city.kodaira.lg.jp](mailto:koreishashien@city.kodaira.lg.jp)